

確認表示板の様式が変わります！

(平成19年12月20日施行)

建築基準法施行規則の一部改正(平成19年6月19日国土交通省令第66号)により、「工事現場の確認の表示の様式(確認表示板)」の見直しが行われました。

確認表示板の様式の見直しについては、平成19年12月20日より施行されますので、12月20日以降は新しい様式にて表示する必要があります。

根拠条文：

建築基準法第89条第1項(工事現場における確認の表示等)

第6条第1項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があった旨の表示をしなければならない。

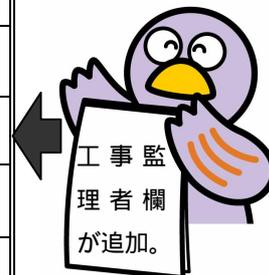
建築基準法施行規則第11条(工事現場の確認の表示の様式)

法第89条第1項(略)の規定による工事現場における確認の表示の様式は、別記第68号様式による。

確認表示板新様式：

第六十八号様式(第十一条関係)

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	平成 年 月 日 第 号
確認済証交付者	
建築主又は 築造主氏名	
設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
建築確認に係る その他の事項	



埼玉県のマスコット コバトン

木板、プラスチック板等で、幅35cm以上、縦25cm以上としてください。

作成：埼玉県建築物安全安心推進協議会
(狭山市建設部建築審査課建築審査担当)